

安城市全国大会等激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際大会又は全国大会に出場する者に対して、大会での活躍を激励するとともに、激励金を交付することにより本市スポーツ競技力の一層の向上を図ることを目的とする。

(交付対象者及び激励金の額)

第2条 激励金の交付の対象となる大会の区分、対象者（以下「交付対象者」という。）の要件及び交付する金額は、別表に定めるとおりとする。

(激励金の交付制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、小中学校の教育活動の一環として参加する者には、激励金を交付しない。

(交付申請)

第4条 激励金の交付の申請は、本人（未成年者の場合は、その保護者）、団体にあってはその代表者が安城市全国大会等激励金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、大会の14日前までに、市長に提出して行うものとする。ただし、メンバーの発表が大会直前になる等やむを得ない理由により大会14日前までに提出できない書類がある場合は、この限りでない。

- (1) 出場する大会の開催要項
- (2) 参加申込書の写し
- (3) 予選大会の成績表
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(成績等の報告)

第5条 激励金の交付を受けた者は、大会の終了後14日以内に、市長に激励金の受領書（様式第2）を提出するとともに、大会結果を報告しなければならない。

(激励金の返還)

第6条 激励金の交付を受けた後に、大会を欠場する等激励金の交付の要件に該当しなくなった者は、大会の終了後7日以内に大会出場辞退届（様式第3）を提出し、当該激励金を市長に返還しなければならない。ただし、

市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。